

## 尼崎市 USB メモリ紛失事案の対応方針について

### 1 事案の概要

本件は、尼崎市が、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事務における保有個人情報取扱いを BIPROGY 株式会社（以下「ビプロジー社」という。）に委託していたところ、同社の再委託先企業の社員（以下「A 氏」という。）が尼崎市全住民の住民基本台帳の情報等個人情報を含む USB メモリを紛失したとして、令和 4 年 6 月 23 日に公表したことを端緒とした事案である。

○USB メモリ内の個人情報 ※特定個人情報は含まれていない

個人情報の内容	件数
尼崎市全住民の住民基本台帳の情報	460,517 件
住民税に係る税情報	360,573 件
非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯情報	82,716 件
生活保護受給世帯の口座情報	16,765 件
児童手当受給世帯の口座情報	69,261 件

○紛失に至った経緯

日時		経緯
6 月 21 日 (火)	17 時頃	A 氏 1 名が、尼崎市役所市政情報センターにて、給付金サーバから USB メモリへのデータ抽出作業を実施。 A 氏 1 名が、公共交通機関を利用し、臨時給付金コールセンター（ビプロジー社委託先）へ USB メモリを移送。
	18 時～19 時半	A 氏とビプロジー社社員等 3 名が合流し、臨時給付金コールセンターにて、USB メモリからデータ移行作業を実施。
	19 時半～22 時半	A 氏が USB メモリを鞆に入れた状態で、4 名で吹田市内飲食店にて飲食。 解散後、A 氏は帰宅途中に寝入ってしまい、翌未明に帰宅し起床時に USB メモリが入った鞆を紛失したことを認知。
6 月 22 日 (水)	朝	A 氏が帰宅経路を捜索するも鞆は発見に至らず。 A 氏より警察署に遺失物届が提出される。
	15 時 45 分頃	ビプロジー社から尼崎市に本件紛失について第一報。
6 月 23 日 (木)		ビプロジー社より、個人情報保護委員会へ漏えい報告（初報）の提出。
6 月 24 日 (金)		A 氏と警察署職員にて改めて帰宅経路を捜索していたところ、吹田市内マンション敷地内にて鞆及び USB メモリを発見。

### 2 委員会の対応方針（案）

本件は、広く報道等で取り上げられ国民の関心が高い上、関係者も単体ではないことから、個別の事業者であるビプロジー社への対応にとどまらず、事業者全体に対し、広く注意喚起を行いつつ、総務省と連携の下、地方公共団体に対しても、来年度の地方公共団体等を対象とした改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個

情法」という。)の施行を見据えた取組を促していくなど、関係先全体に対して、包括的な対応を行っていく方針としたい。

地方公共団体及び事業者全体に対しては、速やかな対応を要するため、地方公共団体へは既に以下(1)の対応を実施済みであり、事業者全体へは、本委員会後に以下(2)アの対応を実施したい。

ビプロジー社等に対しては、今後、以下(2)イ及びウの対応を実施することとしたい。

#### (1) 実施済の対応

地方公共団体全体に対しては、総務省とも連携し、地方公共団体向けに、改正個人情報法の来年度施行を見据えた安全管理措置並びに漏えい等報告及び本人通知の義務化への対応について記載した「(別紙1)個人情報保護法の施行に伴う地方公共団体等における安全管理措置等の対応について(通知)」を、6月24日に発出済。

#### (2) 今後実施予定の対応

ア 事業者全体に対しては、USBメモリ等電子媒体での個人情報の管理及びその管理方法等の規律に関する従業員・委託先事業者等への遵守徹底についての注意ポイントを記載した「(別紙2)USBメモリ紛失事案を受けた個人データの適正な取扱いについて(注意喚起)(案)」を、委員会ウェブサイト等で公表する方法での注意喚起を行うこととしたい。

イ ビプロジー社に対しては、事実関係の把握に必要な資料の確認及びヒアリングを実施し、確認された問題点に応じて、個人情報法第144条に基づく行政指導等の要否を検討する。

ウ 尼崎市に対しては、地方公共団体等を対象とする改正個人情報法の施行前であり、現時点では委員会が監視権限を有していないものの、任意ヒアリングにより、ビプロジー社との委託関係及び住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事務における個人情報の取扱いに関するルール等を確認し、必要に応じて、同市の個人情報の適正な取扱いに係る情報の提供等の支援を行うこととしたい。

※ 現時点では、事業者における個人情報の取扱いについては、個人情報法の規定が適用される一方、地方公共団体については、各地方公共団体の個人情報保護条例等が適用されている。令和5年4月に改正個人情報法が全面施行された後は、地方公共団体における個人情報の取扱いについても、個人情報法の規律が適用されることとなる。

以上